

日本保険学会平成26年度第2回理事会議事録

●日時：平成26年9月19日（金）17：00～18：40

●場所：損保会館会議室

1. 審議事項

（1）入退会者

江澤理事長より 入会者14名、退会者8名の説明があり、異議なく了承した。

（2）平成25年度事業報告（案）

理事長より、前回理事会に配布した平成25年度事業報告（案）につき確認を求めたところ 異議なく承認された。これは総会の際の報告資料となる。

（3）全国大会準備状況

安井大会実行委員長が欠席のため、事務局より以下のとおり報告があり、これ了承した。

- ① 本日を申込締切日としているが昨日までに125名の申し込みを受け付けた。昨年度と比べても、順調な申込状況である。
- ② 学会ホームページを利用した事前質問を受け付けている。「大会アンケート」については昨年どおり実施する。シンポジウムと共通論題の質問受付については、昨年同様、質問票の配布を行わない。

（4）平成26年度総会・評議員会関連

事務局より 総会ならびに評議員会の議題につき、提案があり これを了承した。

次いで理事長より 総会の議長は慣例として総会出席予定者のうち年長の方に依頼しており、今年も井口理事にお願いしたい旨、また、平成25年決算報告にかかわる監査報告については遠藤監事にお願いしたい旨提案があり、了承を得た。

なお、今年は役員・評議員の改選期にあたる。慣例に従い、当日、役員等候補者選考委員会の答申した新役員・評議員の名前を理事長が総会会場において読み上げ、承認を得るものとする。

更に、理事長より、評議員会の主要論議テーマは昨年度に引き続き「学会活性化」として実施したらどうかとの提案があり、承認された。

（5）AIDA理事に関する申し合わせ

理事長より、今回のAIDA理事（councilor）選考の経緯を踏まえ、また今後AIDA理事に依頼したい事項をきちんと文書化しておくべきとの趣旨から 国際交流委員会にお

いて申し合わせの文書案を作成されたので審議願いたい、との提案があった。

これを受けて、中林国際交流委員会委員長から8月28日に開催された国際交流委員会での決議内容につき、説明があった。なお、AIDAには各国の保険学会が法人として会員となっているが、AIDA理事の資格要件については、AIDA会則（by-law）上、特段の規定はない。この点に関して質問があり、事務局よりこの申し合わせは、日本保険学会独自のローカルルールとして運用するものと理解願いたい、との回答があった。

審議の結果、本申し合わせ文書を承認した。

（6）学会活性化についての論議

前回6月理事会の監事からの意見表明を受けて、学会活性化についての論議を行った。この論議は12月からの新体制の理事会でも引き続き行っていくことを確認した。

2. 報告事項

（1）委員会等報告

①編集委員会

中浜委員長より、電子ジャーナルの待機期間見直しについて、下記の報告があった。

i. これまでの経緯

(a) 保険学雑誌の電子ジャーナル化については、平成22年5月14日開催の理事会において、

- ・電子ジャーナル化の待機期間を2年間としてスタートし、2年後の平成24年度にこの間に生じた問題点をふまえて再検討すること
 - ・科学技術振興機構（JST）が運営するJ-STAGEを利用すること
- の2点が承認された。

(b) 平成24年が理事会承認から2年後になるので、2年前の決定に基づき電子ジャーナルの待機期間について編集委員会とホームページ委員会それぞれが再検討するとともに、両委員会で意見交換・協議した。

その結果、両委員会が理事会に対し、次の共同提案を行い、承認された。

- ・電子ジャーナルの待機期間を1年間とすること
- ・2年後の平成26年度に、この間に生じた問題点をふまえて再々検討し、とくに問題が生じていないならば、待機期間を半年間とすること

ii. 今回の検討内容

今回も前回同様、両委員会において、電子ジャーナルの待機期間を1年に短縮したことによって過去2年間に生じているかもしれない問題点について検討した。

具体的には、問題点として「待機期間を1年に短縮したことによって、退会会員が増加しているかもしれないこと」を取り上げた（これ以外にはとくに問題点としては見当たらなかった）。

そこで平成 24 年 9 月に電子ジャーナル化の待機期間を 1 年に短縮したことで退会会員は増加したか、を確認すると、

- ・実施前後の 2 年間で比較すると、実施前の合計退会者 93 名に対し、実施後の合計退会者 99 名であり、2 年間で6 名の退会者増となっている。
- ・一方、この間の入会者は平成 24 年度 61 名、25 年度 66 名であり、その前の 2 年間（新規入会者はそれぞれ 48 名と 46 名）に比べて著増している。
- ・在籍会員数が増加していることも考慮すると、2 年間で退会者の 6 名増は「影響」とは言えない水準と評価できる。

iii. 結論

以上の調査結果をふまえて両委員会で意見交換・協議した結果、平成 24 年 9 月理事会の結論に沿って、電子ジャーナル化の待機期間を半年に短縮することを報告する。

なお、この点につき ホームページ委員会も同意見であることが村田委員長より報告された。

次いで、中浜委員長より、大会、部会報告の「保険学雑誌」掲載状況につき 報告があった。論文掲載率(保険学雑誌への掲載論文数を部会、大会等での報告件数で除したもの)は、平成 23 年度は 98%、24 年度は 88%と順調に推移してきたが、平成 25 年度は現時点で 65%にとどまっており、また投稿辞退もしくは期限切れの報告がすでに 8 本になっていることが懸念される。

②国際交流委員会

中林委員長より、以下の報告があった。

- ・ 7 月にモスクワで開催された APRIA 年次大会に柳瀬会員が学会を代表して参加した。
- ・ 8 月に韓国で開催された「保険関連夏季連合学術大会」に福田理事、大倉評議員が学会を代表して参加し、「保険金詐欺」についての報告を行った。
- ・ 9 月に北京で久保理事と中国保険学会会長との会談が持たれた。

なお、中国保険学会との交流につき、久保理事より、以下の補足説明があった。

9 月 12 日に、中国保険学会本部(北京市)において、姚 庆海 中国保険学会会長および張秘書官と面談した。面談内容はつぎのとおり。

- ・ 日中の新しい保険学の交流を開きたいとの久保理事の申し出に、姚会長は、日本の経験と中国の市場成長を組み合わせた協力関係をぜひ進めたい。前向きに取り組むとのことで一致した。
- ・ 姚会長は、中国人民銀行（日本の日本銀行に当たる）出身の官僚だが、経済学博士を持つ研究者。同会長より 2014 年 11 月 19 日（予定）に中国保険学会の全国大会があるので、そこに出席してくれないかとの申し出あり。その際、中国が注目してい

る (a)日本の地震保険の現状と課題、(b)日本の保険研究や保険業界の新しい動きなどを報告して欲しい。また、日本保険学会の理事長も参加してくれるとありがたいとの話があり、当方より検討すると回答した。

また、事務局より、8月の国際交流委員会で承認された「海外出張旅費規程」につき報告があった。これに関して、鈴木監事より、この規程には海外出張の事前承認制だけではなく、事後報告の提出義務も明記すべきではないか、との指摘があったので、この点を追記の上、即日実施することとなった。

③関東部会、関西部会、九州部会

堀田部会長、岡田理事および石田理事よりそれぞれ最近の部会の活動状況につき、報告があった。

(2) その他

①名誉会員ファーニー教授ご逝去

理事長より、下記の報告があった。

やや旧聞に属するが、日本保険学会名誉会員である ディーター・ファーニー ケルン大学名誉教授が、2013年12月13日に逝去された。享年79歳。

ファーニー教授は、1972年にケルン大学に奉職し、1999年に退官されるまで保険学研究所所長を務めた。その間、ケルン大学保険学研究所所長、ドイツ保険学会会長の要職を歴任している。また、1988年には、木村栄一理事長（当時）の推挙により、日本保険学会名誉会員に就任されている。

ファーニー教授は1962年にドイツ保険学会に入会したが、その後、同会会長を務めるとともに、同学会の機関誌である”Zeitschrift für die gesamte Versicherungswissenschaft “（「保険学雑誌」）の編集責任者を務めている。

ファーニー教授の大著“Versicherungsbetriebeslehre(1989)” は、ドイツにおける保険学の標準的教科書として著名である。この書物は『保険経営学』として生命保険文化研究所から翻訳刊行されている（1994～1999. 監訳者 高尾 厚神戸大学教授）。同教授の著作の翻訳としては、他に『保険の販売理論』が1976年に水島一也神戸大学教授、鈴木馨生命保険文化研究所顧問(当時)の共訳により、千倉書房から出版され、また、同氏の処女作（博士論文）である『保険市場論』も1991年に高尾教授の監訳により生命保険文化研究所から翻訳刊行されている。

また、日本から多くの保険学者がケルン大学に留学し、直接ファーニー教授の薫陶を受けている。

ファーニー教授のご冥福をお祈りする。

②大学における保険教育アンケートプロジェクトチーム検討状況

6月理事会にて審議された「大学における保険アンケート」のプロジェクトチーム（座長：井口理事）の会合が、7月4日と9月2日の2回にわたって行われたことが事務局より報告された。6月理事会の論議を踏まえて、保険教育改善に資するアンケートとなるよう、今後も予備的検討を進める。

③学協会の新公益法人化の状況

2013年10月に学協会の新公益法人化について行われたシンポジウムの内容が「学術の動向」誌8月号に掲載されたので、その写が配布された。

④退任理事挨拶

理事長より 江澤、明田、井口の3理事は今回の理事会が理事として最後の出席となることが紹介された。その後、退任理事から挨拶があった。

（資料）9月理事会にて決定した「AIDA理事に関する申し合わせ」は下記のとおり。

2014年9月19日

日本保険学会理事会

AIDA 理事に関する申し合わせ

1. AIDA 理事（Councilor）候補者は、本学会の理事会（以下、「学会理事会」という）が任命する。
2. AIDA 理事改選時には、学会理事会は、本学会理事ならびに評議員の中から、次期理事候補者を審議・決定する。なお、被改選予定 AIDA 理事は、学会理事会が決定した当該候補者を AIDA 理事会において推薦する義務を負う。
3. AIDA 理事がその任期中で本学会理事もしくは評議員の地位を失った場合でも、次の AIDA 理事の改選時までは、AIDA 理事を務めることができる。
4. AIDA 理事は、年2回開催される AIDA 理事会に少なくとも1回は出席する義務を負う。出張に伴う交通費（航空機料金は原則としてエコノミークラスとする）、滞在費、関連行事への参加費実費は学会が負担する。
5. AIDA 理事が AIDA 理事会に参加できない場合は、国際交流委員会の承認を得て代理者を出席させることができる。代理者の出張にともなう費用負担については、都度学会理事会で検討する。
6. AIDA 理事は、AIDA 理事会での重要な決定事項ならびに AIDA の各種会議に参加して知り得た重要な情報については、遅滞なく国際交流委員会委員長経由、学会理事長に報告するとともに、少なくとも年1回学会理事会において AIDA に関する活動報告を行い、必要に応じてその内容を『保険学雑誌』に掲載する義務を負う。

7. AIDA 理事は学会事務局の協力の下、AIDA からの日本チャプターである日本保険学会に対するあらゆる照会事項の処理を統括する。

以 上